

「山田町発注工事の前金払に係る中間前金払の取扱いについて（平成23年8月19日付け企財第88号）」の一部を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

## 記

山田町発注工事の前金払に係る中間前金払の取扱いについて（平成23年8月19日付け企財第88号）の一部を次のように改正する。

第2の項中、「1,000万円」を「300万円」と改め、「で、かつ、工期が150日を超える工事（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項に該当する工事（以下「東日本大震災の特例に該当する工事」という。）においては、工事1件の請負代金額が300万円以上の工事）」を削る。

第3の項中、「1,000万円」を「300万円」と、「で、かつ、当該会計年度の工事実施期間が150日を超える工事（東日本大震災の特例に該当する工事においては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事）」を「の工事」と、「かつ、当該会計年度の工事実施期間が150日を超えること（東日本大震災の特例に該当する工事においては、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上であること）」を「あること」と改める。

第4の項中、「（東日本大震災の特例に該当する工事においては10分の6.5）」を削る。

別紙3を別紙のとおり改める。

## 附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月31日以前に締結した町営建設工事の請負契約に係る中間前金払の取扱いについては、なお従前の例による。

改正 令和2年4月1日  
改正 令和2年10月1日  
改正 令和4年4月1日  
改正 令和6年4月1日

## 山田町発注工事の前金払に係る中間前金払の取扱いについて

### 1 趣旨

この取扱いは、当町が発注する工事の前金払に係る中間前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲

中間前金払の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金額が300万円以上で次の要件の全てに該当するものとし、経費の範囲は、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

なお、契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出がなされている場合には、部分払は行わないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表で示す工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 3 債務負担行為又は継続費に係る契約の特例に関する事項

債務負担行為又は継続費に係る契約による工事にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事を対象とするものであること。この場合においては、2の(1)及び(2)中「工期の2分の1」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、2の(3)中「請負代金額の2分の1」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上であることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については、部分払を行うことができるものとする。

### 4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6の額を超えてはならないものとする。

#### 5 中間前払に係る認定

(1) 発注者は、受注者から中間前払に係る認定請求書（別紙1）が提出されたときは、2の(1)から(3)に掲げる要件の全てに該当するものであるかどうかを認定するものとする。この場合において、発注者は、受注者に認定請求書に山田町営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第11条に基づく工事履行報告書（以下「工事履行報告書」という。）を添付させるものとする。

(2) 発注者は、前号の認定に当たり、その進捗額について認定しようとするときは、工事履行報告書等の資料（以下「認定資料」という。）により行うことができるものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

(3) 発注者は、前2号による認定の結果、妥当と認めるときは、認定調書（別紙2）を作成し、受注者に交付するものとする。

#### 6 中間前払金の支払の請求

受注者が中間前払金の支払を請求するに当たっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。この場合において、認定調書については、添付を要しないものとする。

#### 7 中間前払と部分払の選択

発注者は、対象工事の契約に当たっては、契約の相手方に中間前払と部分払のいずれかを選択させることとし、あらかじめ入札条件（別紙3）等により当該選択について明示するとともに、落札後、中間前払と部分払の選択に係る届出書（別紙4。以下「届出書」という。）を契約の相手方から提出させる方法により、当該選択に係る内容を確認するものとする。この場合において、その選択については、その後において変更することはできないものとする。

なお、届出書において、部分払を選択している場合には、別記第35条第3項及び第4項については、適用しないものとする。

#### 8 施行時期

平成23年9月1日

## 認 定 請 求 書

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 氏 名 印</p> <p>山田町長 様</p>	

## 認 定 調 書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
<p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>山田町長 印</p>	

(注) 「摘要」欄には参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか
- 2 工期の2分の1を経過しているか
- 3 出来高が50%以上であるか

## 入札条件

### 1 中間前金払と部分払の選択について

請負代金額が 300 万円以上（債務負担行為又は継続費に係る契約（以下「債務負担行為等に係る契約」という。）にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が 300 万円以上）については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証を受けた上で中間前金払を請求することができるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、その選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

### 2 中間前金払の請求

- (1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の 2 分の 1（債務負担行為等に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過し、かつ、工程表で示す工期の 2 分の 1（債務負担行為等に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1（債務負担行為等に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の 2 分の 1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 契約締結に当たり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

### 3 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為等に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

## 中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

山田町長 様

受注者 住 所  
氏 名

印

下記1に掲げる工事についての中間前金払と部分払の選択については、下記2のとおりとしたので、その旨届出します。

### 記

#### 1 施工する工事

(1) 工 事 名

(2) 工事場所

(3) 落札額 \_\_\_\_\_ 円

(4) 工事日数 \_\_\_\_\_ 日

#### 2 中間前金払と部分払の選択 (いずれかに○印を付すこと。)

(1) 中間前金払

(2) 部 分 払